8　７の欄は、次によること。

(1)　区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。

(2)　通過帯域幅の欄は、次によること。

ア　受信周波数が470MHz未満の場合は、中間周波数における６dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

イ　受信周波数が470MHz以上の場合は、中間周波数における３dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

ウ　ア及びイにかかわらず、負帰還位相検波方式等の場合は、実効雑音通過帯域幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

エ　中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。

(3)　［略］

(4)　ＥＱＬコードの欄は、２GHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載することとし、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

9　［略］

10　９の欄は、無線局事項書の無線設備の設置場所の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。

11　11の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「１－２」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「○○向け」のように記載すること。

12　12の欄は、次により記載すること。

(1)　空中線の型式名の欄は、２GHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載することとし、空中線製造事業者等が付した型式名を記載すること。

(2)　空中線型式等の欄は、次によること。

［削る］

ア　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄、偏波面コードの欄及びＳＤコードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。

イ　ＳＤ間隔の欄は、スペースダイバーシティによる送信又は受信を行う場合に限り記載することとし、主要な空中線に対する空中線の輻射体の中心からの間隔を記載すること。

(3)　海抜高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し、海抜高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。

9　［同左］

(1)　通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は６dB低下の幅を、470MHz以上の場合は３dB（設備規則第49条の７、第49条の15及び第54条第４号に規定する条件に適合する無線局並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（設備規則第49条の７の２及び第49条の７の３に規定する条件に適合する無線局を除く。）にあつては、６dB）低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。

［新設］

(2)　［同左］

(3)　ＥＱＬコードの欄は、２GHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載することとし、コード表により該当するコードを記載すること。

10　［同左］

11　９の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。

12　10の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「１－２」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「○○向け」のように記載すること。

13　11の欄は、次により記載すること。

［新設］

(1)　［同左］

ア　空中線の型式名の欄は、２GHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載することとし、空中線製造事業者等が付した型式名を記載すること。

イ　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄、偏波面コード（26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限る。）の欄及びＳＤコードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

ウ　ＳＤ間隔の欄は、スペースダイバーシティによる送信又は受信を行う場合に限り記載することとし、主要な空中線に対する空中線の輻射体の中心からの間隔を記載すること。

(2)　海抜高の欄及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し、海抜高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は、空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は、最高部の高さを記載すること。